

鴨川市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月25日

鴨川市教育委員会教育長 鈴木 希彦

鴨川市教育委員会規則第6号

鴨川市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

鴨川市立小学校及び中学校管理規則（平成17年鴨川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和6年度における休業日の特例）

- 4 令和6年度における夏季休業日及び冬季休業日は、第25条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。この場合において、同条第2項中「同項第1号から第4号まで」とあるのは、「同項第1号及び第4号並びに附則第4項各号」とする。

- (1) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで
- (2) 冬季休業日 12月17日から翌年1月6日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。